

自家用電気工作物の使用前自己確認届出書に関するお詫びと再発防止策について

令和6年4月18日

東洋ソーラー株式会社

代表取締役 藤原一美

東洋ソーラー株式会社（代表取締役 藤原一美）は、2023年3月20日より義務化された自家用電気工作物の使用前自己確認届出書を提出する際、電気事業法第51条の2に基づく使用前自己確認未実施のまま、経済産業省中国四国産業保安監督部（以下 中四国保安監督部）へ使用前自己確認届出書を提出してありました事をご報告申し上げます。（該当工事件数1件）

中四国保安監督部ならびに、設置者であるお客様にその旨をご報告し、中四国保安監督部ご指導の下、原因追及と再発防止策を検討して参りました。

今回の法令違反を厳粛に受け止め、経営陣には内部処分を下しており、社内では関係する担当者へのヒアリング・原因分析等を通じ、幹部を含む社員や組織全体への周知徹底不備、コンプライアンス意識不足など多くの課題が見つかりました。

再発防止を図るべく、弊社はこれらの課題や問題等、法令違反に至った真因を改善する対策を徹底し、今後二度とこのような違反を起こさない体制を堅持して参ります。

本件によりお客様、お取引先様をはじめとする関係者の皆様には、多大なご迷惑、ご心配をおかけすることとなりました事を深くお詫び申し上げます。今後、再発防止策ならびに役職員への教育を徹底することにより、役職員一丸となって、信頼回復に向けた取組みを全力で行って参ります。